

令和6年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月7日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第5号	常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	報告第1号	繰越明許費繰越計算書（令和5年度豊頃町一般会計予算）
日程第 6	議案第24号	令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第25号	令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第26号	令和6年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第27号	令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第28号	令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第29号	工事請負契約の締結（建設機械格納庫新築工事）
日程第12	議案第30号	工事請負契約の締結（旧豊頃中学校解体工事）
日程第13	議案第31号	工事請負契約の締結（統内地区配水管布設替工事）
日程第14	議案第32号	物品の取得
日程第15	議案第33号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更
日程第16		請願の委員会付託
日程第17		陳情の委員会付託
日程第18		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按	田	武	君								
副町	長	菅	原	裕	一	君							
教	育	長	中	川	直	幸	君						
農	業	委	員	会	長	井	下	睦	男	君			
代	表	監	査	委	員	山	口	浩	司	君			
総	務	課	長	熊	谷	雅	美	君					
企	画	課	長	小	野	直	人	君					
住	民	課	長	加	藤	さ	お	り	君				
福	祉	課	長	鎚	木	政	洋	君					
産	業	課	長	齋	藤		学	君					
施	設	課	長	山	崎	勝	巳	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	林	谷	一	徳	君
教	育	委	員	会	教	育	課	長	森		直	史	君
総	務	課	参	事	江	口		孝	君				

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	田	良	則	君	
庶	務	係	長	三	島	佑	里	奈	君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和 6 年 2 月から令和 6 年 4 月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より令和 5 年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧をいただきたいと思います。
以上です。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
最初に、豊頃町職員の受託収賄容疑による逮捕及び起訴についてであります。
本町職員が、5 月 14 日午後 3 時 30 分、受託収賄容疑で逮捕され、同日午後 6 時 30 分から豊頃町役場内で関係課が警察による家宅捜索を受け、6 月 4 日、当該職員は同容疑で起訴されました。
このことを受けて、起訴された当該職員につきましては、地方公務員法及び本町条例の規定により、当該事件が裁判所に係属する間、休職処分といたしました。

町職員がこのような容疑で逮捕及び起訴されたことは誠に遺憾なことであり、町議会をはじめ、町民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけし、役場の信頼を損なう事態となりましたことに深くお詫びを申し上げる次第であります。

事件の詳細につきましては、今後の公判によるところですが、事実関係が判明次第、厳正に対処してまいります。

今後、役場一丸となって、法令遵守、服務規律の保持などコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてであります。

秋まき小麦は、融雪が平年より１日遅い３月２７日でしたが、起生期は平年並みの３月３０日でした。また、４月以降の気温が平年より高く推移したことから、幼穂形成期は平年より４日早い４月２８日、止葉期は平年より５日早い５月２０日でした。圃場間のばらつきが見られるものの、全体的には順調に生育しております。

馬鈴薯は、植え付け作業は好天に恵まれ、平年より３日早い４月２７日に始まり、５月９日に終了しております。萌芽期は平年よりも１日早い５月３０日でした。

豆類は、播種作業は平年並みに進んでおり、今のところ順調に生育が進んでいます。

甜菜は、移植については、移植作業は順調に進み平年より４日早い５月６日に終了しています。移植後は定期的な降雨もあり順調に生育している状況です。直播については、播種作業は平年並みの４月２３日に始まりましたが、途中、降雨もあり平年より２日遅い５月６日に終了しています。出芽期は平年より１日遅い５月１１日でしたが、その後は順調に生育している状況です。

牧草は、萌芽期は平年より１日遅い４月１１日でしたが、その後は気温が高く推移したため、草丈は平年より５日早い育成となっています。

飼料用とうもろこしは、播種期が平年並みの５月１４日であり、出芽、生育は順調に推移している状況です。

本年は、昨年同様４月以降の気温が高く推移しているため、作物の生育は順調に進んでおります。

引き続き、今後の生育状況に注意しつつ、関係機関と連携し事業の推進に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番藤田博規議員及び 6 番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 中村議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 11 日までの 5 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6 月 11 日までの 5 日間に決定しました。

◎ 委員会報告第 4 号

- 中村議長 日程第 3 委員会報告第 4 号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

- 藤田議会運営委員長 委員会報告第 4 号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和 6 年 6 月 4 日。

3、調査の経過。

(1)令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和 6 年 5 月 31 日招集告示のあった令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、6 月 4 日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和 6 年第 2 回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6 月 11 日を会期最終日とすることとして日程

を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和6年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、請願書の取り扱いについては、令和6年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、令和6年第1回定例会閉会後に受理したものは6件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件、その他3件については議員配付にとどめるものとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月7日に開催するよう日程を調整した。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第5号

●中村議長 日程第4 委員会報告第5号、常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 委員会報告第5号。

常任委員会所管事務調査結果報告書。

両常任委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)茨城県筑西市における物産販売等の状況について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和6年4月18日から同月19日まで。

4、調査の経過と結果。

地域同士が「お互い地域にないもの」を相互に交換するなかで経済活動や人的交流から新たな価値を創造していこうとする本町の取組「互産互生」の活動において交流を続けている茨城県筑西市における物産販売等の取組について、産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の合同委員会として調査を実施した。

(1) 茨城県筑西市の概要。

筑西市は、平成17年3月に旧下館市、旧関城町、旧明野町、旧協和町の1市3町が合併し誕生した市で、人口約9万7千人、面積205.3平方キロメートル、茨城県の西側、筑波山の麓に広がる田園都市である。

筑西市の交通網は、JR水戸線や在来線のほか、市の中心部を東西に国道50号、南北に国道294号が走り、市中心部を起点に県道が放射状に整備されている。

気候については太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかである。地形はおおむね平坦で、鬼怒川・小貝川などが南北に貫流し、肥沃な田園地帯が形成されている。主要産業は農業であり、県内有数の米どころである。また、麦、すいか及び梨については県内1位の作付面積となっている。

(2) 茨城県筑西市における物産販売等の状況について。

筑西市における物産販売の主力は農産物であり、こだますいかやいちご、梨など様々な種類の青果を通年で栽培し販売しているのが大きな特徴である。また、青果のみならず、ジャムやアイスといった農産物の加工品も市内各所の物産販売所で取り扱っているが、加工については梨ジャムを除き近隣市の事業者が実施している。

筑西市が実施している物産販売事業については、こだますいかなど筑西市名産の果物を中心に、首都圏で開催される各種催事に出店販売しているところである。

なお、筑西市においても高温や降水量不足など昨今の気候変動による農作物への影響が確認されており、梨の日焼けや米の乳白粒といった被害が報告されている。

(3) 道の駅グランテラス筑西について。

道の駅グランテラス筑西は令和元年7月に開業、国道50号線沿いに整備され、アクセスのしやすさから筑西市内はもとより県内外から数多くの観光客が訪れる北関東最大級の道の駅である。物産販売はもちろん、広大な敷地を活かしたイベント広場やドッグランなどの屋外体験施設、コンビニエンスストアなどが整備され、道の駅本来の役割のほか地域振興の役割も兼ね備えた複合型ハイブリッド道の駅である。

コンセプトは3世代時間消費型であり、室内の照明を明るくすることや店内の配置を広くとることで、ベビーカーや車いすでも買い物がしやすいよう配慮している。ま

た、いちご狩りやバーベキュー、屋外ステージでのイベントなど、屋外体験型のイベントを数多く企画しているといった特色がみられた。

施設の整備事業は筑西市と国が実施主体となり行われ、道の駅の運営は指定管理者制度を採用し「株式会社ちくせい夢開発」が行っているが、筑西市からの補助金等の財政支援は受けずに出品者からの販売手数料などの収入により独立採算で運営をしている。

道の駅グランテラス筑西の年間来場者数は、実際の購買客数で年間およそ120万人である。売上高は年間約14億円、そのうち物産販売による売上げは約6億5千万円である。また、オンラインショップも開設し、登録会員は1万人を超え売上げも好調である。

調査時現在240人が農産物の出品者として登録しており、出品者のうち7割が筑西市民である。農産物の出品に係る課題として、出品者の高齢化が挙げられていた。原則、出品者持ち込みによる販売となっているが、自分で持ち込むことができない高齢者については道の駅の担当者が集荷するなど柔軟な対応をとっている。

道の駅にある物産直売所では、季節ごとの行事や地元のお祭りなどに合わせ各種フェアを開催するなど集客が途切れぬよう工夫を凝らしていたが、中でも北海道フェアは年6回開催するほどの人気とのことである。また、互産互生の取組として豊頃町の農産物も陳列しており、小豆の売れ行きが特に好調であった。

5、まとめ。

本調査では、茨城県筑西市における物産販売等の状況をテーマに道の駅グランテラス筑西において、市の担当者及び運営会社の駅長からの説明を受けるとともに駅内での現地視察も行った。施設の規模や人口規模などの条件は大きく異なるが、屋外スペースを活用したイベント企画や地元のお祭りに合わせフェアを開催するなどの取組は、本町の物産直売所を運営する上で参考とすることができた。

また、道の駅グランテラス筑西内において豊頃町の物産コーナーが設けられていたが、陳列されている商品が豆類を中心とした一部の農産物に限られていたことから、豊頃町における他の農産物や海産物なども陳列できるよう今後協議をしていく必要があるのではないかとの意見が出された。

なお、本町の物産直売所は、冬期の陳列商品の確保が困難なことなどを理由に通年営業を行っていないが、年間を通じて農産物が収穫できる筑西市などの物産を取り扱うことで冬期の陳列商品を確保できるのではないかといった意見も出された。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

◎ 報告第1号

- 中村議長 日程第5 報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書の11ページをお開きください。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書（令和5年度豊頃町一般会計予算）について説明いたします。

令和5年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和5年第4回議会定例会及び令和6年第1回議会定例会において可決いただいておりますが、令和6年5月31日、令和5年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容については、12ページを御覧ください。

2款総務費において、戸籍・住民基本台帳システム等改修事業、3款民生費において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金、低所得者の子育て世帯分及び住民税均等割のみ課税世帯分、5款農林水産業費において、道営農地整備事業及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金、8款消防費において、消防団車両更新、計6事業、2億6,151万4,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

- 中村議長 報告第1号、繰越明許費繰越計算書について審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

- 中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

◎ 議案第24号

- 中村議長 日程第6 議案第24号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案第24号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）につい

て御説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,006万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,531万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、9目電算情報管理費にガバメントクラウドシステム標準化移行業務委託料4,432万8,000円を追加するなど、計5,108万6,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（定額減税補足給付金）2,435万2,000円を追加するなど、18ページ、計3,720万7,000円を追加。

2項児童福祉費に費用弁償8万1,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費に予防接種委託料786万8,000円を追加するなど、計1,166万9,000円を追加。

20ページ、2項簡易水道費に簡易水道事業会計補助金55万円を追加。

5款農林水産業費、3項林業費にエゾシカ生息被害調査委託料1,150万円を追加。

4項水産業費に大津漁港環境負荷低減促進事業補助金316万円を追加するなど、計452万7,000円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にまちなか活性化拠点施設エアコン設置工事117万8,000円を追加するなど、22ページ、計185万3,000円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費に建築物確認申請手数料1万2,000円を追加。

5項施設費に大津地域コミュニティセンター階段昇降機設置工事550万円を追加するなど、計615万1,000円を追加。

6項公共下水道費に公共下水道事業会計補助金32万5,000円を追加。

24ページ、8款消防費、2項災害対策費に津波救命艇2,200万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に77万5,000円を追加。

2項小学校費において、1目学校管理費に大津小学校給食搬入口扉改修工事67万5,000円を追加するなど、計133万8,000円を追加。

26ページ、3項中学校費に57万3,000円を追加。

4 項社会教育費に 4 1 万 7, 0 0 0 円を追加。

次に、歳入につきましては、1 0 ページを御覧ください。

1 款町税、2 項固定資産税に 2, 7 5 9 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 6 0 0 万円を追加。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金において、1 目総務費国庫補助金にデジタル基盤改革支援補助金 4, 4 3 2 万 7, 0 0 0 円、2 目民生費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3, 3 2 5 万 2, 0 0 0 円を追加するなど、計 7, 7 6 6 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 5 款道支出金、2 項道補助金に 2 1 万円を追加。

1 7 款寄附金、1 項寄附金に図書購入 1 0 0 万円を追加するなど、計 1 0 5 万円を追加。

1 2 ページ、1 8 款繰入金、1 項繰入金に森林環境譲与税活用事業 4 5 0 万円を追加。

2 0 款諸収入、5 項雑入に新型コロナウイルスワクチン接種助成金 4 2 3 万 3, 0 0 0 円を追加するなど、計 4 2 4 万 3, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債、1 項町債において、6 目消防債に津波救命艇整備事業 2, 2 0 0 万円を追加するなど、計 2, 8 8 0 万円を追加。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正につきましては、4 ページ、第 2 表債務負担行為補正及び別紙、議案第 2 4 号（参考資料）を御覧ください。

小中学校の校務用コンピューター 4 2 台を更新するにあたり、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、組合から備品の譲渡を受け、5 年間で分割払いをすることから、小学校校務用コンピューター譲渡代金 5 8 1 万 2, 0 0 0 円、中学校校務用コンピューター譲渡代金 4 3 6 万円の 2 事業を追加し、限度額を 1, 0 1 7 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

なお、今年度の予算計上につきましては、2 5 ページ、9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、1 7 節備品購入費、管理備品 2 1 万 3, 0 0 0 円のうち 1 万 1, 0 0 0 円、2 7 ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費、1 7 節備品購入費、管理備品 9, 0 0 0 円となっております。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては、5 ページ、第 3 表地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を 3 億 3, 5 0 0 万円に改め、緊急防災・減災事業の限度額 2, 7 5 0 万円を追加し、地方債限度額の総額を 6 億 5, 6 2 0 万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。1款町税。

(質 疑 な し)

●中村議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 15款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 3目財産管理費の14節工事請負費について伺います。

町有建物の解体撤去工事とありますけれども、こちらはどの建物の解体を行うのか。

また、解体後の用地の活用については、どのように考えているのか伺います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

まず、解体撤去の物なのでありますけれども、茂岩新和町のアメニティホールの南側にある廃屋を取り壊す予定となっております。

理由は、次年度以降に、その裏手で治山事業を開始するものですから、その支障となるために、この土地と建物を寄附していただいて取り壊すということになっておりま

す。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 18ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

2番後藤議員。

●2番後藤議員 委託料の予防接種の関係なのですが、財源の内訳から主に新型コロナウイルスの予防接種の関係かと思われそうですが、事業内容について説明をお願いいたします。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鎬木福祉課長 御答弁申し上げます。

この予算については、議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の予防接種に関する予算でございます。本年の4月1日から、新型コロナウイルスの感染症の予防の位置づけとして、特例接種からインフルエンザと同じB類の定期接種に変更されているところでございます。このことにより、接種費用というものが有料になるとなっておりますことから、定期接種対象者の負担軽減のための予算として計上しているものでございます。

国では、接種費用を1接種当たり1万5,300円と見込んでおります。本町では65歳以上の定期接種対象者の負担を軽減いたしまして、個人の重症化予防を進めるために多くの町民に接種していただきたいと考えておりまして、定期接種者の自己負担額を1,000円、任意接種者の自己負担額を年齢区分に応じて2,500円から5,000円としたいと考えておりまして、ここに計上させていただいております。

今回の補正予算につきましては、自己負担分を除く町の負担分について、定期接種者については510人、任意接種者については50人分の予算を計上しているものでございます。

なお、国からは1接種あたり8,300円が助成される予定となっております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。2項簡易水道費。

●中村議長 5款農林水産業費、3項林業費。

4番杉野議員。

●4番杉野議員 エゾシカ対策について、様々な補助を頂いているわけでありましてけれども、この予算内容について、どのような分配がされるのか、まず伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

本調査でございますが、例年2月に全農家に有害鳥獣の農作物の被害状況について調査を行っております。それは期限内に回答を頂いたものを、そのまま道のほうに本町の被害のあった面積や額として報告しているのですが、実際にはそれ以上の被害があるというのは現実で、昨年度も9月に有害鳥獣の駆除に係る費用の補正等をさせていただきました。今年度も前年度を上回る金額を予算計上しているのですが、もう既に4月、5月で前年を上回る駆除数となっております、第1回目の定例会の一般質問にもあったとおり、シカの駆除について正確な町内の数字を押さえるということで今回調査をすることになりました。

以上です。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 共同駆除の費用というようなことで、おおむねは伺いましたけれども、今年度の有害駆除に対して、駆除対策委員の中から平準処理の予算等がまだ出てきていないというような報告を受けております。残骸、残滓を処理する予算等々、これから補正される予定はあるのか。また、道内で熊対策に対して様々な報告がなされておりますけれども、本町においては、熊対策に対して危険手当等々の予算が増額されるようなことがあるのか伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

議員のお話にあった有害鳥獣の処理の費用でございますが、今年度は既に予算計上しております、165万円予算計上しております。今のところ、この予算内で進むのではないかと考えておりますが、そのほかに、道については、補助は今のところありません。国についても今のところ補助はないというふう聞いております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 先ほど同僚議員からも質問ありましたが、このエゾシカ生息被害調査について伺います。

こちら、財源ですけれども、積み立てている森林環境譲与税の活用事業から一部、財

源を捻出しておりますけれども、本来であれば国からの指針によりますと、こちらの譲与税の活用は森林の整備、人材の育成、木材の利用や普及啓発等に用いるというような形で書いてありますけれども、こちらはどのような目的でこのエゾシカ生育調査に森林環境譲与税を適用できるのか、その理由について説明をお願いいたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

森林環境譲与税の使用の理由についてでございますが、森林環境譲与税の活用につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、市町村の判断により幅広く森林整備等を実施するよう、令和4年の6月に林野庁、総務省から示されているところでございます。

今回の補正予算の計上につきましては、エゾシカ生息被害調査事業でございますが、森林整備の中にある鳥獣被害、森林病虫害対策にあたり、植栽後の獣害にあった森林への植栽支援や伐採や監視業務がこれに当たるところでございます。

このことにつきましては、十勝総合振興局産業振興部林務課にも森林環境税の活用について確認しており、山林内でのエゾシカの動態や今後の植栽、間伐といった事業の資料としても活用するため、事業費の一部に森林環境譲与税を充てることとしております。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 適切な理由づけがなされていることで納得いたしました。

こちらは、年に一度、町のホームページ等でも公表、一般に公表されるということでもありますので、しっかりと適切な理由づけを使って活用していただければと思います。

以上です。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 今後も正確な森林環境譲与税の使用について進めてまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。4項水産業費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 こちらで、漁船上架機材保管施設整備事業補助金及び大津漁港環境負荷低減促進事業補助金が計上されておりますけれども、具体的にどのような事業、整備を行っていくのか説明をお願いいたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

まず、漁船上架機材保管施設整備事業補助金でございますが、これにつきましては、来年度、漁船上架機材保管施設を建設するにあたりまして、実施設計費410万円を豊頃町、浦幌町、実施主体である大津漁協、それぞれが3分の1負担しまして、年度内に実施設計を完了させ、来年度以降、施設の建設着工にあたるための予算計上でございます。

もう一つの、大津漁港環境負荷低減促進事業補助金でございますが、これにつきましては、大津漁協のほうで使っておりますフォークリフト、これはディーゼル式なのですが、それを定置網の最盛期にリース会社からリースをしている状況です。今年度も同じようにリースをする予定だったのですが、そのディーゼルタイプのフォークリフトが生産されていないということと、リース会社のほうから今年度以降はリースができないということでお話があったところです。大津漁協のほうで使っているフォークリフトも塩害等で結構経年劣化が激しいものですから、今年度、電動式のフォークリフトを2台導入しまして、それぞれ大津漁港と厚内漁港のほうに整備する予定でございます。その2台の購入費の支援でございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●中村議長 7款土木費、2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費。説明第1号。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 予算説明書1ページを御覧ください。

説明第1号、大津地域コミュニティセンター階段昇降機設置工事について御説明いたします。

御高齢や怪我などで階段の上り下りが負担となる大津地域コミュニティセンター御利用者の利便性向上を図るため、階段昇降機設置工事を施工することとし、第7款土木費に予算を計上いたしました。

1、工事の概要は、工事名、大津地域コミュニティセンター階段昇降機設置工事、工事予算額550万円、工事内容、いす式階段昇降機1台、設置工事一式、電気工事一式の施工を行うものであります。

2、契約の方法は指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 ちょっと内容について、もう少し詳しく説明いただきたいのですが、これは今の設置する理由については理解できました。しかし、これについて、平常、いわゆる通常は電力ですか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁いたします。

通常時は通常の電気式となっております。また、停電時につきましては、バッテリーを搭載しておりますので、停電時はそちらのほうで駆動する、稼働することになります。

以上であります。

●中村議長 6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 非常に地域の人も、あるいは防災に対しても、こういうものについては非常に心強いなという感じを受けました。非常に利便性もいいと思います。平常時もしかり、あるいは災害時についてもそういうものは利用できるということについては、住民の立場でいうと非常に安心感があるのではないかなと。しかし、今、電力と言った以上は、蓄電しているバッテリーをどこに設置するのがベストかというところについては、どういう今内容なのか説明いただけますか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 バッテリーにつきましては、本体のほうに内蔵されていることになっておりまして、外部で置いておいたものを設置するというよりも、内蔵バッテリーとなっております。

以上であります。

●中村議長 6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 分かりました。

今、予想、想定しているわけです。質問の中で。災害があつて水没した場合には、それは不可能かなという感じがします。降下しているときには、多分それは使いづらだろうと。そうすると、それについての対策をもう少し改善、改良すべきだなというところを考えていくべきだと。いわゆる上のほうに、上部にバッテリーを内蔵ではなくて単独のも共用できるというぐらいの、メーカーさんとその辺についての協議を進めていただきたいなと、こういう感じがします。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 この昇降機につきましては、本体のほうにバッテリーがついておりますので、今、御質問のありました、災害時、1階のほうに昇降機があった際のお話だと思いますが、昇降機につきましては、リモコン等で2階のほうにも移動させることができます。また、議員御指摘のとおり、様々なことが想定されますので、それらについて、いろいろ想定しながら対応していきたいと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 24ページ、8款消防費、2項災害対策費。

説明第2号。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書3ページをお開きください。

説明第2号津波救命艇の購入について説明いたします。

津波発生の際、幼児や高齢者等が高台まで避難することが困難となった場合、緊急的に使用するため、大津地区に津波救命艇を購入することとし、第8款消防費に予算を計上いたしました。

1、事業の概要は、対図番号1ページ、事業名、津波救命艇購入事業、事業予算額、2,200万円、事業内容、津波救命艇1艇、定員25名、FRP製、長さ8.74メートル、中央幅2.3メートル、中央高さ2.0メートル、乗り込み台（スロープ式）1台、長さ9.6メートル、横幅4.3メートル、手すり込みの高さ1.8メートルの購入を行うものであります。

2、契約の方法は、随意契約により行います。

以上、御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 同じく、平常時よりも、これは災害時のときの救命艇というのについては、前回、既設しているものにプラスされて、この説明からいくと50名がこれを利用できると。非常にその件についても不安を払拭できる一つになってきているなということを感じます。非常に私は前向きな対策で、非常に迅速にこれらについては行政のほうで対応してくれているなというふうな評価をします。

それで、昨日も見てきましたが、ここにもう1艇を置くと、既存の横に置くのか、あるいはどこに置くのか、その辺も説明いただきたいのですが、一つ希望がありまして、

前回既設しているところの利用するときの、一方的に、例えば避難する場合の車両で家族の人が送った場合、それを利用する人、それ以外の避難者もいます。やはり、あらゆる東西南北からそれらについて利用できるという位置づけのところを検討しているのかどうかというところを、ちょっとまず、最初お聞きしたいと思います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

現在の津波救命艇は、大津分遣所の横のところに設置しておりますが、今度の津波救命艇につきましては、港側、大津港町に設置しようと考えております。

以上でございます。

●中村議長 6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 非常にその辺の位置づけがちょっと、具体的に私、想定できないのですが、要は、2 艇とも、あらゆる方向からそれを利用できるという住民の逃げ場、あるいは利用場というところの考え方をしていくべきだというふうに私は思います。そういう点についての今後の改善といいますか、あるいは検討とか、そういうものをぜひともお願いしたいなというふうに、設置する場所の方向性、全てが、皆さんが集中的にどの方向からでも来られるというところを考えるべきだと思いますが、その辺の考え方と、感想でも結構です、その辺をお示しいただけますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 それでは、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今回、避難訓練ですとか、そういったところもさせていただきましたが、やはり、1 艇 25 人ということであれば、まだ避難された方の用は足りないというような形なのかなと、そのように思っております。

また、地域含めて、どこから集まってきてもと、まさにそのとおりだと思います。今回は、先ほど担当課長のほうから大津港町という話がありましたが、やはり 1 艇のところにお年寄りだとか避難困難な方が集まってくると、なかなか距離的にも遠いというところがありますから、今回は、ちょうど大津港町に住宅、公営住宅とかそういうものがありますので、いわゆるどこにいても、どちらかの避難艇のほうに避難ができるというような形というのが好ましいというか望ましいというような考え方から、若干場所は離れますけれども、そういったことで今回購入させていただいて、避難に備えるというようなことを考えてございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、4 ページ、第 2 表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第 3 表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

1 1 時 1 5 分まで休憩します。

午前 1 1 時 0 5 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第 25 号

●中村議長 日程第 7 議案第 25 号、令和 6 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 議案第 25 号、令和 6 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算書 29 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,946 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

38 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費にシステム改修費 44 万 6,000 円を追加。

次に、歳入につきましては、36 ページを御覧ください。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 44 万 6,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

36 ページ、2 款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

38 ページ、1 款総務費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第２６号

●中村議長 日程第８ 議案第２６号、令和６年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 議案第２６号、令和６年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

補正予算書４１ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２１５万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，３４５万６，０００円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

５０ページをお開き願います。

２款歯科診療所費、１項歯科診療所費に塗装改修工事２１５万１，０００円を追加。

次に、歳入につきましては、４８ページを御覧ください。

２款繰入金、１項他会計繰入金に歯科診療所管理費２１５万１，０００円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

４８ページ、２款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

５０ページ、２款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●中村議長 日程第9 議案第27号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 議案第27号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊の簡易水道事業会計・公共下水道事業会計と表記のある補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとし、収益的収入及び支出、第2条、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算に既定されている収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益に55万円を追加し、1億613万9,000円と定め、支出、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用に55万円を追加し、2億4,502万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、本年4月1日から地方公営企業法を適用し、会計方式が公営企業会計へ移行したことに伴い、簡易水道事業会計口座を新たに設け、事業運営に係る経費をより明確にするため、従前の会計方式では一般会計で計上しておりました振替手数料を事業会計予算に新たに計上するものであります。

3 ページを御覧ください。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入、1 款簡易水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金の補正前の額1,986万7,000円に、補正額55万円を追加し、予定額を2,041万7,000円とするものであります。

支出、1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費の補正前の額4,076万1,000円に、補正額55万円を追加し、予定額を4,131万1,000円とするものであります。

続きまして、4 ページ、5 ページになります。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書の収益的収入及び支出について御説明いたします。

5 ページ、収益的支出から御説明いたします。

1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費、2 1 節に振替手数料55万円を追加。

続きまして、4 ページ、収益的収入について御説明いたします。

1 款簡易水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金、1 節他会計補助金の一般会計補助金に55万円を追加するものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

4 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

5 ページ、1 款簡易水道事業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●中村議長 日程第10 議案第28号、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 補正予算書7ページを御覧ください。

議案第28号、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとし、収益的収入及び支出、第2条、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算、既定の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益に32万5,000円を追加し、1億9,542万円と定め、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に32万5,000円を追加し、2億1,018万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、本年4月1日から地方公営企業法を適用し、会計方式が公営企業会計へ移行したことに伴い、公共下水道事業会計口座を新たに設け、事業運営に係る経費をより明確にするため、従前の会計方式では一般会計で計上されていた振替手数料を事業会計予算に新たに計上するものであります。

9ページを御覧ください。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金の補正前の額1億493万5,000円に、補正額32万5,000円を追加し、予定額を1億526万円とするものであります。

支出、1 款下水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費の補正前の額 2,805 万 8,000 円に、補正額 32 万 5,000 円を追加し、予定額を 2,838 万 3,000 円とするものであります。

続きまして、10 ページ、11 ページになります。

令和 6 年度豊頃町公共下水道事業会計予算説明書の収益的収入及び支出について御説明いたします。

11 ページ、収益的支出から御説明いたします。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費、21 節に振替手数料 32 万 5,000 円を追加。

続きまして、10 ページ、収益的収入について御説明いたします。

1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金、1 節他会計補助金の一般会計補助金に 32 万 5,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

令和 6 年度豊頃町公共下水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

10 ページをお開きください。

1 款下水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

11 ページ、1 款下水道事業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 ちょっと確認させていただきます。この補正予算についての説明で、新年度から簡易水道事業とか公共下水道事業ということは公営になったと。そのことについての理解はしていますが、今回提案されているものについては、これは振替手数料なのです。55 万円と 32 万 5,000 円です。これはどこからどこまでの期間なのか。これは年度なのかというところを確認させていただけますか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁申し上げます。

このたびの補正で計上させていただいた金額につきましては、年度分 4 月から翌年 3 月分までの振替手数料になります。こちらの振替手数料ですが、主に水道料金、ま

た下水道の使用料につきまして、口座振替されている方の振替手数料になります。また、事業を行っていく上で、物品等購入、委託等の支払いに対する振込手数料もそれぞれ合わせて計上させていただいております。

以上であります。

●中村議長 6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 今回の振替手数料は、いわゆる町民が上下水道を利用していますよね。それを今、町で、それは納めさせています。これは利用者が手数料を町に払っているやつを、また町の予算で手数料を公営企業にこれを振替するということですか。そのときの年間の手数料というのは、これ変化しませんか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁申し上げます。

こちらの振替手数料につきましては、利用者の方が開設しております口座から町、今回でいう簡易水道事業、公共下水道事業で利用者、使用者の方の口座に口座振替をさせていただいて、口座振替にあたる金融機関に対しての振替手数料を事業会計としてお支払いするということであります。

以上であります。

●中村議長 6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 ちょっと限定されていますので、質問が。そういうことであれば、ちょっと私もまだ理解できておりませんので、後でまた担当者にお聞きしたいと思えます。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御説明がこちらのほうでも足りなかったと感じておりますので、今後より分かりやすい答弁ができるよう努めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●中村議長 日程第11 議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書1ページを御覧ください。

議案第29号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、建設機械格納庫新築工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、建設機械格納庫新築工事。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5月22日に執行しています。

3、契約の金額、1億1,616万円。内消費税等相当額、1,056万円。

4、契約の相手方、ネクサス・大進特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役、曾根啓介。構成員、豊頃町茂岩末広町200番地6、有限会社大進建設、代表取締役、松原敏行。

なお、工期につきましては、契約日から令和7年3月20日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 30 号

●中村議長 日程第 12 議案第 30 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 3 ページを御覧ください。

議案第 30 号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、旧豊頃中学校解体工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、旧豊頃中学校解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5月22日に執行しています。

3、契約の金額、2億2,220万円。内消費税等相当額、2,020万円。

4、契約の相手方、岩田地崎・萩原・中島特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区北 2 条東 17 丁目 2 番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長、岩田圭剛。構成員、帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利。構成員、豊頃町農野牛 24 番地、中島興業株式会社、代表取締役、中島正浩。

なお、工期につきましては、契約日から令和 7 年 2 月 28 日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 1 号

- 中村議長 日程第 1 3 議案第 3 1 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書 5 ページを御覧ください。

議案第 3 1 号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、統内地区配水管布設替工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、統内地区配水管布設替工事。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 2 日に執行しています。

3、契約の金額、6, 8 9 7 万円。内消費税等相当額、6 2 7 万円。

4、契約の相手方、豊頃町茂岩新和町 1 0 3 番地、門工業株式会社、代表取締役、澁佐圭。

なお、工期につきましては、契約日から令和 6 年 1 2 月 1 3 日までとなっております。

。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 2 号

- 中村議長 日程第 1 4 議案第 3 2 号、物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 7 ページを御覧ください。

議案第 3 2 号、物品の取得について御説明申し上げます。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 7 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量、トラックイン式消毒保管機、2 基。

2、取得の目的、食器食缶消毒保管機の更新。

3、契約の金額、6 9 9 万 6, 0 0 0 円。内消費税相当額 6 3 万 6, 0 0 0 円。

4、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 2 日に執行しています。

5、契約の相手方、札幌市豊平区美園 2 条 6 丁目 3 番 1 4 号、日本調理機株式会社北海道支店、支店長、小笠原亨。

なお、納入期限は、令和 6 年 8 月 3 0 日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 3 号

●中村議長 日程第 1 5 議案第 3 3 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第３３号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更の提案理由について御説明いたします。

北海道後期高齢者医療広域連合は、北海道内の全ての市町村で構成され、後期高齢者医療制度の事務を処理しているところでございます。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約第４条の変更を行うものでございます。

また、合わせて同条に規定する広域連合と市町村の事務について、関係法令等で定められているものにつきましては、今回の規約変更に伴い、内容を整理することとし、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、地方自治法第２９１条の１１の規定により、関係市町村の議会の議決を求めているところでございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。

議案説明書１ページ、説明第１号を御覧ください。

第４条に定める広域連合の処理する事務につきまして、広域連合の処理する事務を規定する同条、各号等を削除し、議案説明書左側の現行から右側の改正後に改めまして、第１９条に規定する別表第２を別表に、市町村の処理する事務を規定する別表第１を削除し、別表第２を別表に改めるものです。

なお、附則にはこの規約の施行期日を規定しております。

また、今回の規約の変更につきましては、広域連合において北海道との事前協議を終えておりますことを申し添えます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

- 中村議長 日程第１６ 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 請願文書表。

受理番号、２。

受理年月日、令和６年５月２４日。

件名、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町１２番地、豊頃町農政協議会、執行委員長、前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 中村議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

- 中村議長 日程第１７ 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 陳情文書表。

受理番号、５。

受理年月日、令和６年５月２２日。

件名、地方財政の充実・強化に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町１２５番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、北林孝。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、６。

受理年月日、令和６年５月２２日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、北林孝。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、7。

受理年月日、令和 6 年 5 月 2 2 日。

件名、2 0 2 4 年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、北林孝。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第 1 8 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、明日 6 月 8 日から同月 9 日までの 2 日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日 6 月 8 日から同月 9 日までの 2 日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前 1 1 時 5 3 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員